

議案第 12 号

平成 27 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 27 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成27年度橋本市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,772,632,406	369,393,542	9,532,524,874
議会の議決による処分額	5,915,802,273	0	△ 5,915,802,273
減債積立金への積立	0	0	0
利益積立金への積立	0	0	0
建設改良積立金への積立	0	0	0
自己資本金への組入れ	5,915,802,273	0	△ 5,915,802,273
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	11,688,434,679	369,393,542	(繰越利益剰余金) 3,616,722,601

(注) この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(備考)

地方公営企業会計制度の改正に伴い、平成26年度決算ではその他未処分利益剰余金変動額9,487,002,000円が発生しました。この影響により、平成27年度決算では未処分利益剰余金が9,532,524,874円となったため、財源の裏付けがない5,915,802,273円を自己資本金へ処分します。